

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成22年4月1日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
院内業務補助及び救急輪番日の当直業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
富山市立富山市民病院
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成22年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号  
社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額

（1）院内業務補助	日額	6,507円
（2）救急輪番日の当直業務（休日）	日額	10,594円
（3）                  "                  （夜間）	日額	13,553円

（上記金額に事務費7%を加算）
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。